

Ⅱ 盛岡市の景観計画と植栽管理

本章では、盛岡城跡公園外からの石垣等の景観保全について検討する。

公園内の植栽管理については、公園管理者である市の責任の下で基本計画を推進するため実効性が担保されているが、盛岡城跡公園の存在をより盛岡の象徴として際立たせるためには、多くの市民や事業者、関係機関の理解と協力を得ながら周辺の建築物、屋外広告物等の、外観意匠や高さ、また道路や河川等の施設が公園と調和したものになるよう、周辺のまち並みが整備されることが望まれる。

盛岡市では、昭和 59 年に都市景観形成ガイドライン(以下「ガイドライン」)を策定し、この中で盛岡城跡公園からの岩手山や南昌山の眺望保全についても独自の施策として展開してきた。このガイドラインによる景観施策をより発展させたものとして、平成 21 年 3 月に景観法第 8 条に基づく盛岡市景観計画(以下「景観計画」)を策定し、岩手山や南昌山の眺望保全については継承するとともに、また盛岡城跡公園とその周辺を歴史景観地域に指定し、盛岡の象徴的存在としてより強く位置付けている。

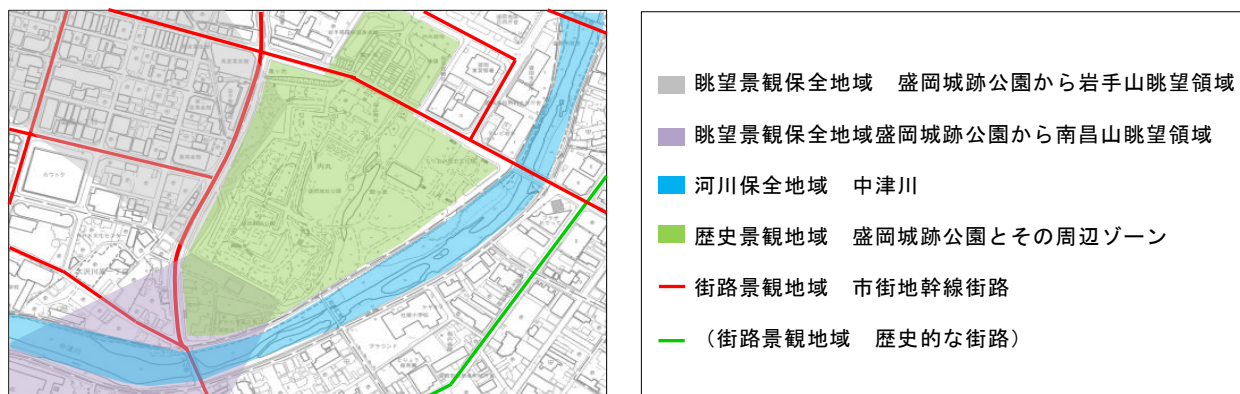
植栽管理基本計画では、公園内だけではなく公園外からの望見についても、盛岡の象徴的存在として強く意識して計画されていることから、景観法に関わる制度を活用した城外域からの景観保全等について検討する。

なお、景観計画の改訂等の時期については、植栽管理基本計画の進捗状況を踏まえながら、主管する景観政策課において検討するものである。

1 景観計画

現行の景観計画において盛岡城跡公園とその周辺は、次の地域が指定されている。

- i 景観形成重点地域：眺望景観保全地域盛岡城跡公園から岩手山眺望領域
- ii 景観形成重点地域：眺望景観保全地域盛岡城跡公園から南昌山眺望領域
- iii 景観形成重点地域：河川保全地域中津川
- iii 景観形成重点地域：歴史景観地域盛岡城跡公園とその周辺ゾーン
- iv 景観形成重点地域：街路景観地域市街地幹線街路



第 5 図 景観計画区域

表3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：歴史景観地域 盛岡城跡公園とその周辺ゾーン

基本方針	盛岡城跡公園は、盛岡の象徴的存在であり、お城を中心とした城下町としての成り立ちを大切にするため、周囲の建築物等に対し、配置や色彩及び高さの景観的誘導により、城跡の石垣や緑が醸し出す落ち着きと風格に調和した景観の形成を目指します。	
届出対象行為	Ⅲ－9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。	
指針	位置	<ul style="list-style-type: none"> 盛岡城跡を中心とする歴史的情緒のある景観との関係を十分に意識し、建築物、工作物及び屋外広告物等（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、歴史的景観と調和するよう配慮すること。 盛岡城跡周辺では、敷地前面にオープンスペースを確保することにより、お城が眺められるゆとりを創出するとともに、連担する建築物の壁面の位置の統一に配慮すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 盛岡城跡周辺では、お城の眺めが阻害されないよう、建築物の高さに配慮すること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物や塀等については、伝統的雰囲気と調和するよう配慮すること。 地域全体を一体的に結びつける共通性を志向した規模、形態、意匠及び色彩に配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的素材感を生かし、歴史的景観に調和した素材とするよう配慮すること。 建築物の外壁や工作物の外装に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 建築物等は、歴史的景観との調和を基本とし、反射する素材など過度に目立つものを極力避けること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は、位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材について、歴史的景観との調和に配慮したものとする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な雰囲気との調和が十分に配慮されたものとする。（城跡、石垣、池、神社、清水、川、橋との調和、建築物の規模・形状・色彩のデザインや石垣からの引きの距離など） 全体が一体となった歴史的な雰囲気に配慮を行うこと。（建築物の高さ、壁面位置、色彩への配慮）
勧告基準	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。 建築物等の色彩は、歴史的景観と調和した落ち着きのある色調とすること。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び公衆が望見出来る位置に面した敷地内の地上、屋上及び壁面には建築設備等を極力設置しないこと。やむを得ず設置する場合には、建築物等の意匠及び色彩等に調和した目隠し等により遮蔽修景を行うこと。
備考	※各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。	

2 盛岡市屋外広告物条例

盛岡城跡公園とその周辺は、当該条例において次の地域が指定され、屋外広告物の掲出が制限されている。なお、当該地域は、最も制限が厳しい歴史的景観保全区域の基準が適用される。

- i 第2種市街地景観区域
- ii 特別規制区域
- iii 歴史的景観保全区域(景観計画における「観形成重点地域：歴史景観地域盛岡城跡公園とその周辺ゾーン」と同様の区域)

3 景観計画の活用

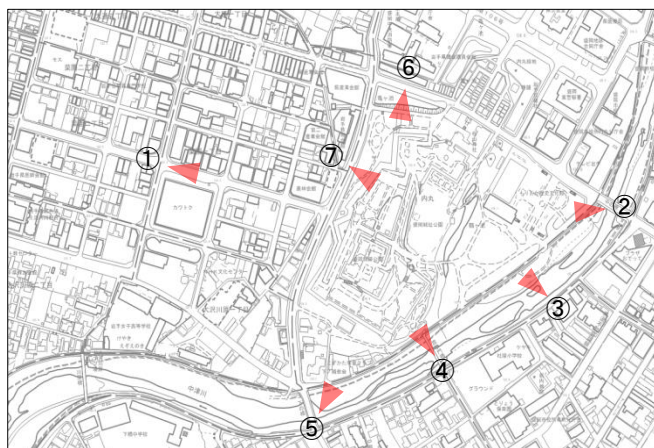
現行の景観計画及び屋外広告物条例の制限は、盛岡城跡公園敷地内における制限であることから、公園周辺からの石垣等の眺望保全や建築物の外観意匠の調和等については、特に基準が規定されていない。

従前のガイドラインでは、盛岡駅前から、開運橋、菜園通りを経て盛岡城跡公園に至る市道(岩手公園開運橋線)を「街路景観軸」として位置付け、開運橋方面から望みできる盛岡城跡公園の石垣をアイストップとして活用するため、周辺の建築計画においては留意するよう規定し、積極的な指導を行っていた。このことを踏まえ、現行の景観計画において良好な景観形成のための行為の制限に関する事項の規定について検討する。

(1) 石垣の眺望保全

盛岡城跡公園の石垣は、歴史的な空間として貴重な景観資源である。このことから、城外域からの石垣眺望景観の視点場として、次の領域を選定する。

この内、①菜園通りからの石垣眺望の視点場については、開運橋東側まで眺望の奥行きがあるため、盛岡城跡公園下(岩手公園下)から開運橋に至る市道(岩手公園開運橋線)において、川徳前交差点付近、菜園交番前交差点付近など、石垣がアイストップとして景観空間の創出に効果的な眺望領域の範囲を検討した上で指定することが可能であると考えられる。



- ① 菜園通りからの石垣眺望
- ② 中ノ橋からの石垣眺望
- ③ 中津川対岸からの石垣眺望
- ④ 毘沙門橋からの石垣眺望
- ⑤ 下ノ橋からの石垣眺望
- ⑥ 東大通(亀ヶ池)付近からの石垣眺望
- ⑦ 大通一丁目付近からの石垣眺望

第6図 石垣眺望の視点場

眺望領域上となる街路空間においては、建築物等の建築行為による眺望の阻害について想定されないことから、アイストップに対し影響がある信号機やガードレール等の施設、また建築物に設置される屋外広告物について、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定める。道路設備については(4)の景観重要公共施設、また、屋外広告物については(5)で具体的な基準を検討する。

(2) 街路の景観形成

現行の景観計画において盛岡城跡公園に接する市道「中ノ橋更ノ沢線」及び「中ノ橋大通線」は、「景観形成重点地域：街路景観地域市街地幹線街路」に指定されている。これを「景観形成重点地域：街路景観地域歴史的な街路」に指定変更することで、「歴史景観地域盛岡城跡公園とその周辺ゾーン」と整合した景観形成を促進することが可能となる。

指定変更する街路は、同区域を取り囲む範囲とし、同歴史的な街路の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に、新たに盛岡城跡公園周辺ゾーンとして指針及び勧告基準を規定する。

(3) 河川の景観形成

中津川対岸からの盛岡城公園石垣の眺望は、公園が中津川を挟む位置に存在し建築物の遮蔽等の影響を受けることが無いため、現行の景観計画における「景観形成重点地域：河川保全地域中津川」では、特に盛岡城公園の眺望保全に特化した指針は規定されていない。

このことから、植栽管理計画を補完することを目的とし「景観形成重点地域：河川保全地域中津川」の景観計画に良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に「歴史景観地域盛岡城跡公園とその周辺ゾーン」を規定し、この領域に特化した指針を検討する。

(4) 景観重要公共施設（景観法第47条）

街路における交通標識、街灯、橋等の道路施設及び河川における護岸、柵等の河川施設は、(1)で検討されているどの眺望視点場からも、盛岡城跡公園が背景となる位置に存在することから、良好な景観形成上重要な要素と考えられる。盛岡城跡公園の特性を活かした景観を形成するためには、公園の歴史性を尊重した景観形成を進める必要がある。従って、道路施設及び河川施設を景観重要公共施設として位置づけ、その整備に関する事項を規定し、公共事業等を実施の際は、公園の魅力を損なうことが無いよう配慮を関係課及び関係機関に促すものである。

(5) 屋外広告物

現行の景観計画の「歴史景観地域盛岡城跡公園とその周辺ゾーン」の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項の指針において「屋外広告物は、位置、規模、形態、

意匠、色彩及び素材について、歴史的景観との調和に配慮したものとする」と規定されている。このことから、(1)石垣の眺望保全及び(2)街路の景観形成では、公園との調和の促進やアイストップに対する影響を最小限にするため、屋外広告物の高さ、大きさ及び色彩等について、よりきめ細かい指針を規定する。

なお、屋外広告物を表示・設置しようとする場合、盛岡市屋外広告物条例の基準に従い申請し許可を得る必要がある。従って、景観計画に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項の実効性を担保することについては、当該条例において区域区分の変更及び許可基準の見直しが必要となることから、これら制度の整合性を図ることが課題となる。

4 建築物の高さ制限について

(1) 眺望景観保全による高さ制限

盛岡城跡公園から岩手山の眺望は、盛岡らしさを代表するふるさとの山の眺望として、また、盛岡の歴史のシンボリック的存在であり、市街地中心部に位置する代表的な都市公園として市民に親しまれていることから、最も重要な景観としてガイドラインから景観計画に継承され位置付けられている。併せて、南西に位置する南昌山の眺望も保全することで、周囲が山に囲まれた盛岡の特徴を表す代表的な景観資源となっている。

岩手山眺望保全の領域においては、中央通一丁目、大通一丁目及び菜園一丁目、また、南昌山眺望保全の領域においては、大沢川原一丁目、馬場町及び下ノ橋町がそれぞれ建築物の高さの制限を受けるため、これらの領域では概ね二ノ丸の高さ同様の建築物しか計画できない。

(2) 高さ制限の課題

前項より、現行の景観計画では、盛岡城跡公園を視点場としているものであり、この眺望領域では建築物が一定の高さで計画されるものの、特に領域を外れる公園の北側及び東側は制限を受けない。しかし、景観法により眺望領域を指定して建築物の高さ制限をする場合、眺望の対象と眺望する視点場を必要とすることから、盛岡城跡公園周辺の建築物の高さを一律に制限することは難しい。

植栽管理基本計画では、都市空間に埋もれてしまった美しい石垣を適正な植栽管理を実施することで、城外域からのより良好な眺望を確保し、盛岡のランドマークとしての整備を促進するものである。近年、中ノ橋通一丁目地内に建築された高層マンションが菜園方面から盛岡城跡公園を眺望した際に公園頂部を超えて背面に視認されるなど、中高層建築物の計画は、眺望に対する影響が大きいことなどから、公園周辺の建築物の高さ制限は、今後課題になると考えられる。

公園周辺の建築物の高さを制限する制度として、都市計画法に基づく高度地区の指定があり、全国的にも景観への配慮を理由とした高度地区による建築物の高さ制限が進んでいる。高度地区指定にあたっては、都市計画マスタープラン等、他の施策との整合性が必要であることから、市民の理解を得るとともに市内部での十分な協議が必要である。

5 史跡と植栽管理

(1) 史跡盛岡城跡保存管理計画と植栽管理

ア 盛岡城跡を構成する要素(『史跡盛岡城跡保存管理計画書』)

	項 目	概 要
①	近世遺構 (発掘調査で確認されたものを含む)	史跡内全域の石垣のほか、門跡、櫓台をはじめとする建物跡等、近世盛岡城跡を構成していた諸建物の遺構
②	長岡安平による公園整備	城域の保存を要諦として、明治期に行われた公園整備に伴う園路、植栽、工作物、地形等の改変
③	近・現代工作物の設置、地形改変等	公園施設、文学碑等の工作物の設置および明治期以後、開発等によって改変した部分
④	景観 (眺望・文化的景観)	城内からの眺望および公園整備を含めた近代以後の改変や周辺環境の変化に伴う景観

上記のうち、①は史跡盛岡城跡の本質的価値を構成する重要な要素であるが、②～④については、保全または整備改善が必要な要素として評価する。なお、植栽は構成要素外であるが、本質的価値を高める重要な要素として位置付ける。

イ 史跡の本質的価値を構成する重要な要素(管理計画での第1～4種地区)

- ① 石垣(本丸・二ノ丸・三ノ丸・淡路丸・榊山稻荷曲輪)
- ② 遺構(史跡内全域の地上・地下遺構のすべて)
- ③ 区画施設(鶴ヶ池、亀ヶ池)
- ④ 修景(江戸時代に盛岡城の情景を構成していた景色・樹木)
- ⑤ 景観(江戸時代に盛岡城の内外から眺望が可能であった景色・樹木)

ウ 史跡の本質的価値を構成する要素以外の要素

- ① 維持管理施設(園路・外灯・橋等)
- ② 便益施設(四阿・ベンチ・トイレ・植栽等)
- ③ 案内施設(もりおか歴史文化館・案内板・解説板等)

(2) 本質的価値への植栽の影響

史跡内の植栽のうち、往時の盛岡城に存在したことが確認できない植栽や移入された樹木、さらには石垣に変位を与えている樹木や遺構を損する樹木は、本質的価値を構成する要素と成り得ない。また、生命・財産に危険を及ぼす可能性のある樹木についても史跡や都市公園として安全性を損なうことから適時、剪定や伐採により適切な管理を行うこととする。

また、近代以降に公園整備の一環として植えられた樹木のうち、歴史的経緯を持つ樹木や修景・景観・眺望を向上させる樹木は、本質的価値を彩る要素として考慮する。

なお、適切な植栽管理を行うことにより、城郭の全体の規模や偉容が明らかになるほか、石垣の孕みなどの変位がより一層明確になり、危険な箇所をいち早く予見して修復場所が明らかにすることができる。